

○維持点検等業務委託における最低制限価格の 算定の取扱いについて

〔平成27年10月23日 建管第1631号
各建設管理部長あて建設管理課長〕

維持点検等業務委託に係る最低制限価格の算定については、「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続について」（平成27年10月23日付け建管第1629号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）によりますが、算定における委託業務費構成費目等の取扱いについては、別紙により事務処理を適切に行ってください。

〔工事管理グループ
積算管理グループ〕

別紙

【維持点検等委託業務費構成費目の取扱い】

1 機械設備点検業務

- (1) 「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」は『直接工事費』に相当するものとする。
- (2) 「点検整備間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。

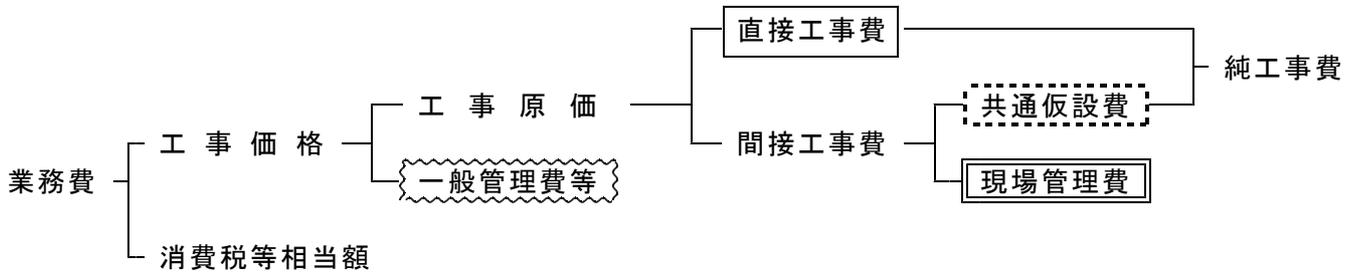
2 電気通信設備点検業務

- (1) 「直接費」は『直接工事費』に相当するものとする。
- (2) 「諸経費」は『一般管理費等』に相当するものとする。

【維持点検等委託業務費の構成】

【一般土木系業務】

(1) 構成

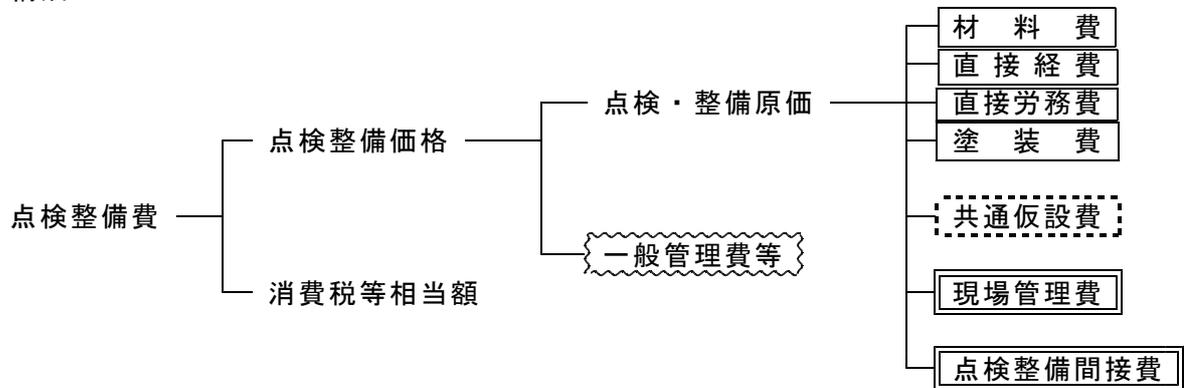


(2) 主な業務

立木伐採、草刈り、〇〇清掃、植栽管理、流木処理、海岸漂着物回収処理など

【機械設備点検業務】

(1) 構成

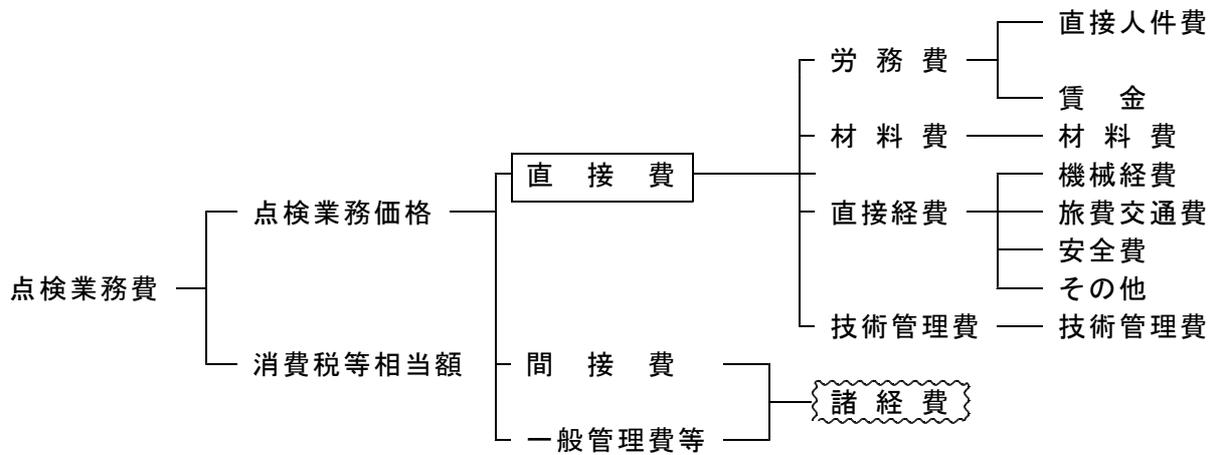


(2) 主な業務

樋門・樋管点検整備、ダム放流設備点検、トンネル非常用設備点検、防潮水門点検
融雪施設保守点検、昇降装置保守点検など

【電気通信設備点検業務】

(1) 構成



(2) 主な業務

道路気象情報システム保守点検、道路気象情報システム保守点検、電気施設維持点検、道路情報板システム保守点検、河川情報システム保守点検、ダム情報システム保守点検、ロードヒーティング設備点検、トンネル非常用設備点検、通信観測設備保守点検など

注 上記構成の は「直接工事費」又は「直接工事費に相当する費目」

は「共通仮設費」又は「共通仮設費に相当する費目」

は「現場管理費」又は「現場管理費に相当する費目」

は「一般管理費等」又は「一般管理費等に相当する費目」

主な業務は例として一部を記載しているので、業務を限定するものではない。